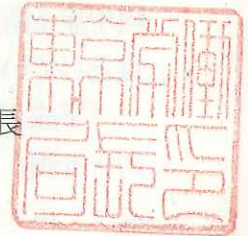


東労発基第618号  
平成27年7月16日

関係団体の長 殿

東京労働局長



### 平成27年度全国労働衛生週間の実施について

平素より、東京労働局の行政推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るために、厚生労働省と中央労働災害防止協会が主唱者となった全国労働衛生週間が、本年度も別添の「平成27年度 全国労働衛生週間 実施要綱」に基づき、平成27年10月1日から10月7日までを本週間、9月1日から9月30日を準備期間として

「職場発！ 心と体の健康チェック はじまる 広がる 健康職場」  
をスローガンとして全国で展開されます。

労働者の健康を巡る問題をみると、平成26年の東京における脳・心臓疾患の労災支給決定件数が40人となっていること、また、精神障害の労災支給決定件数は91人と過去最多となっており、そのうち自殺者が約18人いることなど近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっており職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策の取組が重要な課題となっています。

さらに3年前には、印刷業の事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明しています。化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート等の危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっています。

このような状況にあって、昨年6月25日には改正労働安全衛生法が公布され、労働衛生関係では化学物質のリスクアセスメント、ストレスチェック、受動喫煙防止等について新たに義務又は努力義務とされたところであり、労働安全衛生法施行令の定めるそれぞれの施行日を踏まえ、適切な対応を実施していただく必要があります。

東京労働局においては、「第12次東京労働局労働災害防止計画（東京労働局ホームペ

ージ掲載)に基づき、労働災害のない「安全・安心な首都東京の実現」を目指し、「Safe Work TOKYO」をキャッチフレーズとして、官民一体となった労働災害防止の取組を推進しています。今年度は、3年度目(3rd Stage)ですが、労働衛生分野ではメンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策、アスベストによる健康障害防止対策等の事項を重点としています。

「平成27年度全国労働衛生週間実施要綱」の内容は、「第12次東京労働局労働災害防止計画」と共通する事項が多く、東京労働局では全国労働衛生週間の積極的な実施により、広く地域社会での労働衛生意識の高揚と労働衛生に関する活動の定着、そして第12次東京労働局労働災害防止計画の目標達成を図っていきたく考えています。

つきましては、貴団体におかれましても、平成27年度全国労働衛生週間実施要綱に基づく全国労働衛生週間の積極的な実施について、特段のご理解、ご協力をお願いいたします。